

横浜市建築基準法施行細則等の一部改正に関する意見公募について

横浜市では、建築基準法の一部改正に伴い、横浜市建築基準法施行細則等の一部改正を行います。つきましては、広く市民の皆様からご意見を頂きたく、次の要領で意見の公募を行います。この改訂に対するご意見をお寄せください。

1 ご意見公募期間

平成 28 年 2 月 1 日(月)から平成 28 年 3 月 1 日(火)まで

2 ご意見提出方法

以下のいずれかの方法により、ご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：kc-ikenkoubo@city.yokohama.jp

横浜市建築局建築情報課 建築企画担当 宛

(2) 郵送の場合

〒231-0012 横浜市中区相生町 3 丁目 56 番地の 1 JNビル 5 階

横浜市建築局建築情報課 建築企画担当 宛

(3) FAX の場合

FAX 番号：045-681-2436

横浜市建築局建築情報課 建築企画担当 宛

3 注意事項

(1) いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(2) いただいたご意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

(3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

4 ご不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市建築局建築情報課 建築企画担当

電話番号 045-671-2933

※ 電話によるご意見はご遠慮くださいますようお願いいたします。